## 審査基準及び標準処理期間整理個表

処	分	名	特定入所者介護サービス費等の支給(償還払)	
処分	かの機	要	介護保険施設に入所・入院するとき又は、短期入所を利用するときに、 居住費(滞在費)、食費の負担が軽減される負担限度額認定証を、やむ を得ず提示することができなかったと認められる場合、すでに支払った 基準費用額から負担限度額を控除した額を支給する	
根拠	l 法 令	2 名	介護保険法(平成9年12月17日)	
条		項	第51条の3第1項、第51条の4第1項、 1条の4第1項	第61条の3第1項、第6
所	管	課	介護保険課	
経由機関での処理期間			なし	
所管課での処理期間			4 5 日	
標準処理期間				計 45日
判断基準				

刊列左毕

第51条の3第1項、第51条の4第1項、第61条の3第1項、第61条の4第1項の規定による

## 【根拠法令等】

介護保険法

第51条の3 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生 労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅 サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該 要介護被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護 サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- ー 指定介護福祉施設サービス
- 二 介護保健施設サービス
- 三 介護医療院サービス
- 四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 五 短期入所生活介護
- 六 短期入所療養介護

第51条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。

- 一 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 その他政令で定めるとき。

第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。  一 介護予防短期入所療養介護  二 介護予防短期入所療養介護
第61条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービ
ス費を支給する。   一 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特別
介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
二 その他政令で定めるとき。

